

新城市特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成17年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる大規模な建設工事または、市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の技術的難度の高い特殊工事に対する工事施工能力の増強および受注機会の増大を図ることができる工事について、共同企業体の結成および工事の発注について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、建設工事の特性に着目して工事1件ごとに結成する企業の共同体をいう。

(対象工事)

第3条 対象とする工事は、工事の規模、内容等を総合的に勘案の上、新城市入札審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て、確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により施工する必要がある工事と決定したものとする。

(構成員)

第4条 新城市が発注する建設工事について入札参加資格を有する者を共同企業体の構成員とし、当該入札参加の構成員となるに必要な資格等を審査会に付して定めることとする。

2 構成員数は、2者又は3者とする。

3 構成員の資格は、当該工事に係る許可業種の営業年数、同種工事の施工実績、技術者の保有状況等を勘案し、定めるものとする。

4 構成員の結成は、自主結成とする。

(出資比率)

第5条 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るように構成員数を勘案し、次に掲げる基準により定めるものとする。

(1) 2者の場合は、すべての構成員が10分の3以上

(2) 3者の場合は、すべての構成員が10分の2以上

(代表者の選定方法及びその出資比率)

第6条 代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(混合入札)

第7条 共同企業体により競争入札に付する建設工事について、当該工事を確実に円滑に施工することができると思われる共同企業体以外の者（以下「単体有資格業者」という。）があるときは、共同企業体と当該単体有資格業者による混合入札を行うことができるものとする。

(入札の公告)

第8条 共同企業体による競争入札が決定したときは、工事名、当該入札に参加しようとする構成員の資格、結成の方法、入札執行の日時、場所等入札に係る必要事項を公告するものとする。

2 公告は、新城市役所掲示場、新城市鳳来総合支所掲示場及び新城市作手総合支所掲示場に掲示し、入札を執行する担当課（以下「入札執行担当課」という。）において閲覧に供する。

(設計図書の閲覧及び入札説明書の交付)

第9条 前条に規定する公告をしたときは、速やかに設計図書を閲覧し、及び入札説明書を交付するものとする。

(結成及び入札参加の申請及び受付)

第10条 共同企業体による競争入札に参加しようとする者は、電子入札案件においては、電子入札システムにより当該入札案件に対し、入札意思を表示しなければならない。当該入札に参加しようとする者から次に掲げる申請書及び資料の提出を求めるものとする。ただし、第4号以下については、必要と定めた場合とする。

(1) 特定建設工事共同企業体競争入札参加申請書（様式第1） 1通

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2） 1通

(3) 委任状（様式第3） 代表者を除き 各1通

(4) 同種工事の施工実績調書（新城市競争入札実施要綱（平成17年新城市制定）様式第2） 1通

(5) 主任（監理）技術者等の資格及び工事経験調書（新城市競争入札実施要綱様式第3） 1通

- 2 前項に規定する申請書及び資料の提出場所は、入札執行担当課とする。
- 3 期限までに申請書及び資料を提出しない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(工事費等内訳書)

第11条 共同企業体による競争入札に参加しようとする者は、予定価格を事前公表する案件においては、入札時に工事内訳書を提出しなければならない。

(落札決定の保留)

第12条 入札執行担当課長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

- 2 前項の落札候補者とは、次の各号の一に該当する者をいう。
 - (1) 最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者

(参加資格審査に必要な書類の提出)

第13条 入札執行担当課長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、必要な場合は、速やかに入札参加資格を確認できる一般競争入札参加資格報告書（様式第4）の提出を求めるものとする。

- 2 前項の書類は、提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（新城市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に提出しなければならない。
- 3 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に書類を提出しないとき又は参加資格の審査のため入札執行担当課長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(参加資格の審査)

第14条 入札執行担当課長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者のした入札を無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み換えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について

順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

2 前項の場合において、同額の入札を行った落札候補者がいる場合にはくじにより審査の順序を決定する。

3 第1項の審査は、第10条の1号から3号の申請書及び資料、入札書、工事費等内訳書、一般競争入札参加資格報告書により行うものとする。ただし、必要に応じて別途資料を求めることができるものとする。

4 参加資格の審査に際し、当該落札候補者の行為が悪質であると入札執行担当課長が認めるときは、新城市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき不正業者として市長に報告する等の措置を講ずるものとする。

(落札者の決定等)

第15条 入札執行担当課長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、落札者に通知するものとする。

2 入札執行担当課長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して通知するものとする。

3 前条の審査並びに第1項及び第2項の通知は、第6条第2項に規定する資料提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、当該審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

4 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第16条 入札参加資格がないと認めた者は、定められた期間内に入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。

(資格の有効期間)

第17条 共同企業体としての有効期間は、入札の結果、落札した共同企業体にあつては当該工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下同じ。)の完成後3か月を経過した日以降とし、その他の共同企業体にあつては、当該建設工事に係る請負契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 共同企業体が当該工事を完了し、解散した後において、当該工事目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつた場合は、新城市建設工

事請負契約約款（平成 17 年新城市制定）に従い、各構成員は、共同連帯して、その責に任ずるものとする。

（調査）

第 19 条 市長は、共同企業体制度の確立及び定着を図るため、管理及び施工状況について調査することができる。

（その他）

第 20 条 この要綱に定めのないものについては、新城市契約規則（平成 17 年新城市規則第 37 号）のほか、新城市入札執行事務処理要綱（平成 17 年新城市制定）中一般競争入札第 2 号該当工事に係る条項および新城市電子入札実施要領（平成 19 年新城市制定）を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

様式第1(第10条関係)

年 月 日

新城市長

特定建設工事共同企業体代表者(構成員代表者)
住 所
商号又は名称
代 表 者

特定建設工事共同企業体競争入札参加申請書

年 月 日付けで公告のありました の競争入札に参加したいので、下記の構成員をもって、下記の書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類のすべての記載事項等は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 特定建設工事共同企業体名称

2 構成員

(構成員代表者)

住 所
商号又は名称
代 表 者

(構成員)

住 所
商号又は名称
代 表 者

※添付書類

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2)
- (2) 委任状(様式第3)

様式第2(第10条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連携して営むことを目的とする。

- 1 新城市発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う
工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負
- 2 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」
という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月
を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわら
ず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(構成員代表者)

住 所

商号又は名称

(構成員)

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び
監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を
含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次によるものとする。

(構成員代表者) 商号又は名称 %

(構成員) 商号又は名称 %

2 前項の出資の割合は、当該工事について発注者と内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

3 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、当該工事のしゅん工後において決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条の規定に基づく割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条の規定に基づく割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条の規定に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不

履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用する。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか、 社は、上記のとおり、 特定建設工事
共同企業体協定を締結したので、その証拠として入札参加資格審査申請用1通を含め、
この協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(構成員代表者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

(構成員) 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

様式第3(第10条関係)

委 任 状

年 月 日

新城市長

(構成員)

委 任 者
住 所
商号又は名称
代 表 者

私は貴市における の特定建設工事共同企業体による競争入札参加に
際しては、下記の者を代理人と定め、入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

(構成員代表者)

受 任 者
住 所
商号又は名称
代 表 者

様式第4（第13条関係）

（構成員代表者用）

年 月 日

新 城 市 長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名

一般競争入札参加資格報告書

下記案件について落札候補者となったので、一般競争入札参加資格報告書を提出します。

記

1. 開札日	
2. 管理番号	
3. 工事名	
4. 工事場所	
5. 建設業許可 (1) 建設工事の種類 (2) 許可区分 <input type="checkbox"/> 国土交通省 <input type="checkbox"/> 愛知県知事 (3) 許可業種 <input type="checkbox"/> 特定建設業 <input type="checkbox"/> 一般建設業 (上記 <input type="checkbox"/> にレ点でチェックして下さい。) (4) 許可番号 許可 (-) 第 号	
6. 経営審査事項結果 (1) 経営規模等評価の結果 年 月 日 及び総合評定値の通知日 (2) 総合評定値 (P) 点	

※上記内容に該当する建設業許可の写し及び経営事項審査結果通知の写しを添付して下さい。（提出書類については、最新のものとして下さい。）

また、上記書類の他に必要な書類がある場合、提出を求める場合があります。

（提出先）

新城市役所 部 課 電話 (ダイヤルイン)

（提出方法）

提出については、上記提出先へ持参で提出をして下さい。（郵送、FAX等不可）

年 月 日

新 城 市 長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名

一般競争入札参加資格報告書

下記案件について落札候補者となったので、一般競争入札参加資格報告書を提出します。

記

1. 開札日	
2. 管理番号	
3. 工事名	
4. 工事場所	
5. 建設業許可 (1) 建設工事の種類 (2) 許可区分 <input type="checkbox"/> 国土交通省 <input type="checkbox"/> 愛知県知事 (3) 許可業種 <input type="checkbox"/> 特定建設業 <input type="checkbox"/> 一般建設業 (上記 <input type="checkbox"/> にレ点でチェックして下さい。) (4) 許可番号 許可 (-) 第 号	
6. 経営審査事項結果 (1) 経営規模等評価の結果 年 月 日 及び総合評定値の通知日 (2) 総合評定値 (P) 点	

※上記内容に該当する建設業許可の写し及び経営事項審査結果通知の写しを添付して下さい。（提出書類については、最新のものとして下さい。）

また、上記書類の他に必要な書類がある場合、提出を求める場合があります。

（提出先）

新城市役所 部 課 電話 (ダイヤルイン)

（提出方法）

提出については、上記提出先へ持参で提出をして下さい。（郵送、FAX等不可）